

(仮称) 子どもを守る条例 (素案)

前文

1. 総則

(目的) (定義) (基本理念) (基本方針)

2. 多様な主体の役割

(市の責務) (共通の役割) (保護者の役割) (地域住民の役割) (学校園等の役割)

3. 子どもを守る体制づくり

(相談支援体制の充実) (子どもの社会参加等の推進) (子育て支援の推進)

4. 子どもを守る施策の推進

(計画) (評価)

「笑顔は笑顔を呼ぶ。子どもが笑顔で生き生きと暮らせるまち（社会）は、すべての人にとっても心豊かなまち（社会）です。その実現に向けて、子どもが安心と自信をもって暮らし、子ども自らの生きる力を育むとともに、すべての家庭が安心して子どもを育てることができるような環境づくりを親だけではなく社会全体で支えていかなければなりません。そして、次の世代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもをひとりの人間として尊重し、すべての子どもが持つ権利や自由が最大限尊重される社会の実現に向け、「子どもの生きる力を育み、健やかな成長を支えるまちづくり」、「子どもを安心して育てることができるまちづくり」、「子どもの人権が尊重される安全なまちづくり」を進めるものとします。」

これは、15年前、本市が我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次世代育成支援対策として策定した「新子ども育成計画」の基本理念であり、まさしく、子どもへの私たちの在り方、ぶれない理念と行動軸となるものです。

少子・高齢化や情報化の急速な進展など、子どもを取り巻く環境は日々大きく変化しています。児童虐待や貧困、いじめ、ひきこもり、不登校など、子どもが抱える課題は、複雑・多様化、さらには複合化し、深刻さを増しています。私たちには、それらを踏まえた重層的な支援の充実が求められており、これらを社会全体の問題として捉え、多様な主体の連携のもと、多様な活動を推進していかねばなりません。子どもは社会を映す鏡であり、子どもだけが変わらぬではなく、社会全体が変わらねば解決はしません。

未来を担う子どもには、自分が受け止められることで自己肯定感を高め、社会の中で、豊かな感受性や夢を育み、主体的に生きる力を身に付けてもらいたい。私たちは、様々な課題を抱える子どもが発するサインをいち早くキャッチし、声なき心の声を聴き、子どもにより迅速で的確な支援を届けなければなりません。

「子どもが笑顔で健やかに成長できるまちの方」を実現するため、子ども一人ひとりに寄り添った、きめ細やかな支援を行い、社会が一体となって子どもを守るといった姿勢をあらためて宣言するとともに、私たちみんなで、子ども・子育て支援に関し、基本となる理念と方針を再確認し、子どもを守る仕組みづくりをさらに一層推進するため、ここにこの条例を制定するものです。

1. 総則

(目的)

この条例は、子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、地域、学校園等及び事業者の役割を明らかにするとともに、子どもを守る仕組み及び子ども・子育て支援に関する施策の基本事項を定めることにより、「一人ひとりの子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方」の実現に資することを目的とする。

(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね 18 歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 地域住民 市内に在住し、在学し、若しくは在職する者又は市内で活動する個人、法人若しくは団体をいう。
- (4) 学校園等 市内の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校その他子どもが育ち、学び、及び活動するために利用する施設をいう
- (5) 事業者 市内で、商業、工業その他の事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

本市における子ども・子育て支援に関する基本理念は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (2) 一人ひとりの子どもが主体的に生きる力を育むこと。
- (3) 一人ひとりの子どもに寄り添い家庭を丸ごと応援すること。

(基本方針)

市は、前条の基本理念にのっとり、子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援を行うため、次の各号に掲げる事項を基本方針として、子ども・子育て支援に関する施策を推進するものとする。

- (1) 医療、保健、福祉及び教育の各分野が連携し、総合的な支援をすること。
- (2) 乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで切れ目なく継続的な支援をすること。
- (3) 市・家庭・地域住民・学校園等・事業者が社会総がかりで重層的な支援をすること。

市は、前項の基本方針のもと、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、子どもとその家庭の情報を集約・活用し、子どもの課題を早期に発見し、的確に支援を届けるとともに、一人ひとりの子どもが抱える課題が深刻化することのないよう予防的支援の充実を図り、それらを円滑に機能させる体制を整備するものとする。

2. 多様な主体の役割

(市の責務)

市は、保護者とともに子どもを心身ともに健やかに育成する責任を負うことを自覚し、保護者、地域住民、学校園等及び事業者と連携・協働して子ども・子育て支援に関する施策を推進するとともに、これらの者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

市は、本条例の趣旨について、子ども、保護者、地域住民、学校園等及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(共通の役割)

市、保護者、地域住民、学校園等及び事業者は、相互に連携・協力し、子どもが、その特性に応じて、調和のとれた一人の人間として、将来に向け自己を確立するために、自ら考え判断する力や豊かな人間性、健康と体力を備えた生きる力、創造性を発揮する力を、社会全体で育み、その環境づくりを推進するとともに、子ども自身が次の各号の観点を身に付けながら、主体的に生きる力を育むことができるよう取り組むものとする。

- (1) 自分の権利が尊重されるものであることを認識し、自分自身を大切にする心を育むこと。
- (2) 悩んだり困ったりしたときは、自分の思いを伝えたり相談したりすること。
- (3) 社会の決まりを守りながら、他者の権利を尊重し、他者を大切にする心を育むこと。
- (4) 多様な経験を積み重ねていきながら、社会的に自立していく主体性を持つこと。

(保護者の役割)

保護者は、子どもの健やかな成長に関し、第一義的な責任があることを認識し、次の各号に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 子どもと向き合い、子どもの年齢及び成長に応じた養育を行うとともに、子どもが安心して生活することができる家庭環境づくりを行うこと。
- (2) 子どもが生きる力を育むことができるよう、その育ちを支えること。

(地域住民の役割)

地域住民は、地域社会が子どもの豊かな人間性及び社会性を育む場であること並びに地域社会に家庭における子育てを補完する機能があることを認識し、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもが安全に生活することができる地域づくりを行うこと。
- (2) 子どもが生きる力を育むことができるよう、子どもとともに地域活動を行うとともに、子どもと地域社会の交流の機会づくりを行うこと。
- (3) 保護者とその家庭が安心して子育てができる地域づくりを行うこと。

(学校園等の役割)

学校園等は、子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもが主体的に学び、生きる力を育むことができるよう、子どもの年齢及び成長に応じ、その育ちを支えること。
- (2) 保護者とその家庭が安心して子育てができるための支援を行うこと。
- (3) 子どもの安全を確保するとともに、支援を要する子どもの早期発見及びその支援を行うこと。

(事業者の役割)

事業者は、事業活動を行うに当たり、社会的な影響力及び責任があることを認識し、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもが安全に生活することができる地域づくりに協力すること。
- (2) 子どもの育ちに関する活動を主体的に行うこと。
- (3) その雇用する従業員が仕事と子育てとを両立し、子どもとの関わりを深めができるよう取り組むこと。

3. 子どもを守る体制づくり

(相談支援体制の充実)

市は、子どもの最善の利益を尊重するため、子どもからの相談はもとより、広く子どもに関する相談について、安心して相談をすることができる相談窓口の設置その他の相談体制の充実を図るものとする。

(子どもの社会参加等の推進)

市は、子どもの生きる力を育み、社会的自立を促すため、他の子ども等との交流及び子どもの社会参加や意見表明を促進するための機会及び仕組みの整備の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(子育て支援の推進)

市は、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を推進するため、相談・支援体制の充実、地域における子育て家庭の相互の交流の場の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

4. 子どもを守る施策の推進

(計画)

市は、子ども・子育て支援に関する総合的な計画を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

市は、前項の施策の実施状況等について検証を行い、必要に応じて、同項の計画の見直しを行うものとする。

市は、第1項の計画を策定し、又は見直ししようとするときは、この条例の趣旨を踏まえるとともに、関係者の意見を反映するよう努めるものとする。

(評価)

市は、前条第1項の計画に基づいて行った施策について評価を行い、その内容について公表するものとする。

市は、前条第1項の計画に基づいて行った施策について評価をするときは、関係者の意見を反映するよう努めるものとする。